

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月11日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 変更する部分
 - ①名称 2・2・8 新町東公園
位置 千歳市花園2丁目の一部
 - ②名称 2・2・58 祝梅3号公園
位置 千歳市旭ヶ丘3丁目の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園に 2・2・8 号 新町東公園ほか 1 公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・8	新町東公園	千歳市花園 2 丁目	約 0.17ha	広場、植栽、遊具
街区公園	2・2・58	祝梅 3 号公園	千歳市旭ヶ丘 3 丁目	約 0.32ha	遊具等

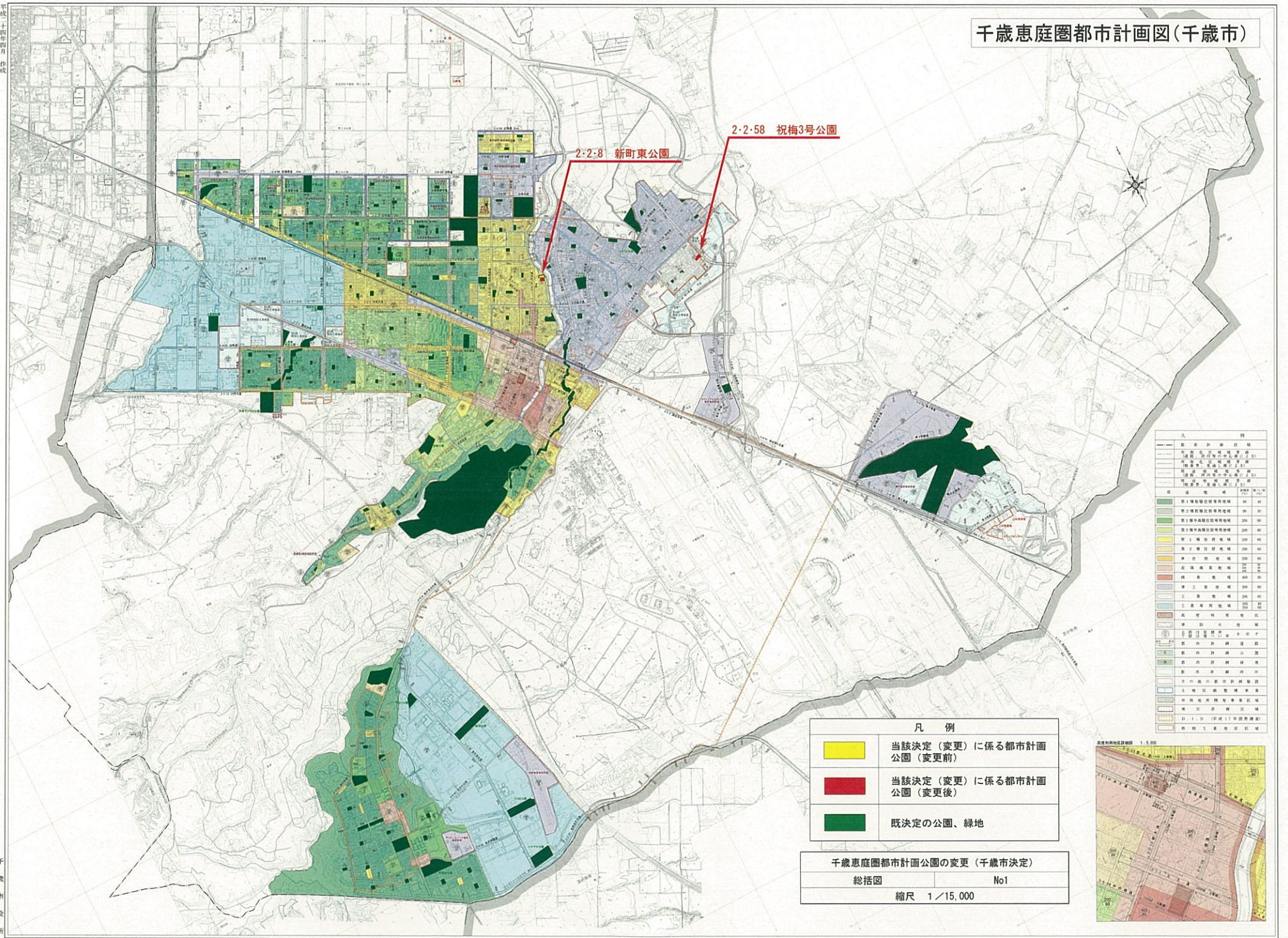
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

新町東公園は、近隣の街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園として昭和 43 年に都市計画決定されたが、今般、本公園に隣接する道の駅サーモンパーク千歳の再整備事業の実施に伴う土地利用計画の変更により、位置、区域及び面積を変更するものである。

また、祝梅 3 号公園については、旭ヶ丘地区の地籍確定に伴い面積を変更するものである。

千歳恵庭圏都市計画図(千歳市)



凡例

第一種中高層住居専用地域	60 ㎡
第二種中高層住居専用地域	80 ㎡
第三種中高層住居専用地域	100 ㎡
第一種中層住居専用地域	200 ㎡
第二種中層住居専用地域	300 ㎡
第三種中層住居専用地域	400 ㎡
第一種低層住居専用地域	500 ㎡
第二種低層住居専用地域	600 ㎡
第三種低層住居専用地域	700 ㎡
第一種工業専用地域	200 ㎡
第二種工業専用地域	300 ㎡
第三種工業専用地域	400 ㎡
第一種公共施設専用地域	100 ㎡
第二種公共施設専用地域	200 ㎡
第三種公共施設専用地域	300 ㎡
第一種公園緑地	100 ㎡
第二種公園緑地	200 ㎡
第三種公園緑地	300 ㎡
第一種商業地	100 ㎡
第二種商業地	200 ㎡
第三種商業地	300 ㎡
第一種雑種地	100 ㎡
第二種雑種地	200 ㎡
第三種雑種地	300 ㎡
第一種農用地	100 ㎡
第二種農用地	200 ㎡
第三種農用地	300 ㎡
第一種森林地	100 ㎡
第二種森林地	200 ㎡
第三種森林地	300 ㎡
第一種河川	100 ㎡
第二種河川	200 ㎡
第三種河川	300 ㎡
第一種道路	100 ㎡
第二種道路	200 ㎡
第三種道路	300 ㎡
第一種公園	100 ㎡
第二種公園	200 ㎡
第三種公園	300 ㎡
第一種緑地	100 ㎡
第二種緑地	200 ㎡
第三種緑地	300 ㎡
第一種空地	100 ㎡
第二種空地	200 ㎡
第三種空地	300 ㎡
第一種水域	100 ㎡
第二種水域	200 ㎡
第三種水域	300 ㎡

凡例

	当該決定(変更)に係る都市計画公園(変更前)
	当該決定(変更)に係る都市計画公園(変更後)
	既決定の公園、緑地

千歳恵庭圏都市計画公園の変更(千歳市決定)
 総括図 No1
 縮尺 1/15,000

